

茨城県立佐和高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は茨城県立佐和高等学校生徒会と称し、事務所は本校内におく。

第2条 本会は校訓「君の心に聴け」を基として生徒会の自主的活動を推進し、会員相互の親睦を図り、民主社会の一員となる資質を養うことを目的とする。

第3条 本会は茨城県立佐和高等学校に在籍する生徒をもって組織し、顧問をおく。

第4条 会員は、会則に定められた権利と義務を有する。ただし、本校在籍1ヶ月に満たない者については、選挙権・被選挙権を認めない。

第5条 会員は、総会・評議会及び常任委員会の決定事項を履行する義務を負う。

第2章 組 織

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の機関をおく。

- 1 本部 2 総会 3 評議会 4 議長団 5 ホーム・ルーム委員会
- 6 部活動運営委員会 7 常任委員会 8 特別委員会 9 ホーム・ルーム
- 10 部・同好会（文化部・運動部） 11 選挙管理委員会 12 監査委員会

第7条 上記機関における各役員・委員及び議長等の選出方法については、「生徒会選挙規則」による。

第3章 本 部

第8条 本部には次の役員をおく。

- 1 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
- 2 上記役員以外に評議会は、必要に応じて臨時に役員をおく。

第9条 役員は全会員の直接選挙により選出される。選出方法は「生徒会選挙規則」による。

第10条 役員の任期は前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）とし、再選を妨げない。

第11条 役員の兼任は認められない。

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表しその会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその任務を代行する。
- 3 書記は総会及び評議会の議事録を作成し、関係書類の保管、掲示、報告を行う。
- 4 会計は会計事務を行う。

第4章 総 会

第13条 総会は、生徒会の最高議決機関であり、生徒全員をもって組織する。

第14条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。ただし2月及び3月は、1・2年の会員の3分の2以上とする。又議事は出席会員の過半数の賛成によって可決する。

第15条 定期総会は、年度当初に会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- 1 予算及び決算 2 年間計画 3 会則の改正 4 その他の重要事項等

第16条 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- 1 評議会でこれを認めたとき。
- 2 会員の3分の1以上の要求があったとき。
- 3 校長が必要と認めたとき

第17条 総会の議事進行は、議長団が行う。

第5章 評議会

第18条 評議会は総会に準ずる議決機関であり、各ホーム・ルーム代表、各常任委員会、特別委員会委員長、ホーム・ルーム委員会委員長並びに副委員長、部活動運営委員会委員長並びに副委員長と本部役員をもって組織する。

第19条 評議会の議事の進行は、議長団が行う。進行に当たる。

第20条 評議会においては、本部役員、議長、副議長は、議決権がない。

第21条 評議会は、会長の招集により、原則として月1回の定例会を開く。ただし、評議員の3分の1以上の賛成があれば、臨時評議会を開くことができる。

第22条 評議会は、議決権を有する評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席評議員の過半数の賛成によって可決する。ただし2月以降3月までの期間は、1・2年生の評議員の3分の2以上の賛成によって可決する。

第23条 評議会は、次の事項を審議決定する。

- 1 会則及びそれに基づく規約についての審議
- 2 総会に提出するすべての案件及び総会からの委任事項の審議
- 3 特別委員会の設置に関する事項の審議決定と解散の承認
- 4 部、同好会設置に関する事項の審議と解散の承認
- 5 その他生徒会活動に関する事項の審議決定

第6章 議長団

第24条 議長団は議長1名、副議長2名によって構成される。

第25条 議長は総会及び評議会の議事進行の任にあたる。

副議長は議長を補佐し、議長不在の場合はこれを代行する。

第7章 ホーム・ルーム委員会

第26条 活発なホーム・ルーム活動を行うための研究及び企画・運営について協議する機関であり、各ホーム・ルーム正・副代表によって構成される。

第27条 ホーム・ルーム委員会は、委員長・副委員長・書記各1名及び顧問をおく。役員の任期は前期、後期の半年間とする。

第28条 ホーム・ルーム委員会は、原則として月1回開き、委員長が必要に応じて招集する。委員長は司会を務める。

第29条 ホーム・ルーム委員会の委員長並びに副委員長は評議員として出席する。

第8章 部活動運営委員会

第30条 部活動運営委員会は各部及び同好会の連絡調整と円滑な部並びに同好会の活動運営を推進するための機関であり、各部部長、同好会代表、本部役員及び生徒会顧問によって構成される。

第31条 部活動運営委員会は委員長、副委員長、書記を1名ずつおく。委員長は協議の結果を評議会に報告し、各部部長及び同好会代表は協議の結果を当該部又は同好会に報告しなければならない。

第32条 部活動運営委員会は、部並びに同好会の新設、廃止及び同好会の部昇格等について審議し、評議会に具申しなければならない。

第33条 部活動運営委員会は、前期、後期各1回開くほか、委員長が必要に応じて招集する。文化部と運動部に分けて委員会を開くことができる。

第34条 部活動運営委員会の委員長並びに副委員長は、評議員として出席しなければならない。

第9章 常任委員会

第35条 常任委員会は、次の委員会より構成され、その任務、ホーム・ルーム単位の選出人数、任期は次表の通りとする。

名 称	ホーム・ルーム 単位の選出人数	任 期	主 な 行 事
集 会 委 員 会	1	前期、後期の 半 年 間	集会の企画、運営を協議し、実施する。
校 紀 委 員 会	1	〃	服装・髪型及び自転車に関する検査指導等。
保 健 委 員 会	2（男・女）	〃	生徒の保健、衛生管理に協力する。
整 備 委 員 会	2（男・女）	〃	校舎内外の清掃美化について計画立案。
体 育 委 員 会	2（男・女）	〃	体育的行事の企画及び運営に協力する。
図 書 委 員 会	1～2	1 年 間	学校図書館の整備、図書の貸出し業務、調査統計を行う。
視聴覚委員会	1～2	〃	校内放送の企画・運営・放送室・視聴覚機器の管理にあたる
広 報 委 員 会	1	〃	学校新聞等の編集発行にあたる。

第36条 常任委員会の各委員会は委員長、副委員長、書記、会計を各1名ずつおく。なお委員長は委員会を代表して、評議会に出席する。

第37条 各委員会にはそれぞれ顧問をおく。

第10章 特別委員会

第38条 特別委員会は本会から委託されて、本会の特定期間の各種事業の企画実施にあたる。

第39条 特別委員会は、次の場合評議会の議決を得ておくことができる。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 議決権を有する評議員の過半数が要求したとき

第40条 特別委員会の構成、設置期間等は評議会で決定する。

第41条 特別委員会は委員長、副委員長、書記、会計をそれぞれ1名ずつおく。

第42条 特別委員会の委員長は評議員として評議会に出席しなければならない。委員長不在の場合は副委員長がこれを代行する。

第43条 特別委員会は、顧問（生徒会顧問を1名含む）をおく。

第44条 特別委員会は、その任務が終了したとき、当該委員長が、これを評議会に報告し、委員会解散の承認を受ける。

第11章 ホーム・ルーム

第45条 ホーム・ルームは学校及び生徒会の基礎的生活集団であり、学級全員によって構成される。

第46条 ホーム・ルームには次の役員をおく。

- 1 代表1名
- 2 副代表1名
- 3 書記2名
- 4 会計2名

第47条 代表はホーム・ルームを代表し、その運営、総統にあたる。また評議員として、評議会に出席し、常にクラスと生徒会の連絡を密にする。

副代表は、代表を助け、代表が不在の場合はこれを代行する。

書記は、ホーム・ルームに関する必要な記録をする。

会計はホーム・ルームの会計事務にあたる。

第48条 ホーム・ルーム役員の任期は、前期、後期の半年間とする。ホーム・ルーム役員は、原則として他の機関の委員を兼任することができない

第49条 ホーム・ルームには、2名ずつ生徒週番をおく。

生徒週番の任務については、「週番規定」による。

第50条 ホーム・ルームは常任委員、選挙管理委員長並びに特別委員を選出する。

第12章 部・同好会（文化部・運動部）

第51条 本校には部並びに同好会をおき、部・同好会とも加入を希望する会員によって構成される。なお部・同好会の目的、構成及び運営等に関する事項は「部・同好会規約」による。

第13章 選挙管理委員会

第52条 選挙管理委員会は、生徒会役員選出及びその解任に関するすべての事項を取り扱う機関であり、ホーム・ルームより選出された1名ずつの委員によって組織される。

第53条 委員会に役員は、委員長1名、副委員長2名、書記1名とする。

第54条 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

第55条 委員会の委員には2名の顧問をおく。（生徒会顧問を1名含む）

第56条 委員会の委員は、被選挙権を有さない。

第57条 生徒会選挙に関する規約は「生徒会選挙規定」による。

第14章 監査委員会

第58条 監査委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名、委員2名で構成される。

第59条 監査委員は、本部役員及び部役員を兼任することができない。

第60条 監査委員の任期は1年とする。

第61条 監査委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 生徒会役員、部活、委員会の活動状況調査
- 2 生徒会会計、各部会計の監査を原則として前期、後期各1回実施し、その結果を評議会に報告する。
- 3 監査及び調査結果を生徒総会において報告する。

第15章 会 計

第62条 本会の経費は、生徒会費、入会金及びその他の収入をもってあてる。

第63条 会費は、月額400円とし、生徒入会金は1,000円とする。

第64条 予算案は、本部役員が作成し、評議会の審議を経て総会の承認を受ける。

第65条 予算執行の手続きは、次のとおりとする。

- 1 部・委員会の代表は「請求書」を本部に提出する。
- 2 本部会計は、所定の手続きを経て、生徒会顧問の承認を受ける。
- 3 金銭の保管及び支払いは、生徒会顧問が行う。

第66条 部・委員会は、会計簿を備えて支出明細を記入し、前期、後期各1回監査委員会の監査を受ける。

第67条 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。なお年度については、本部会計が決算書を作成し、監査委員会の監査を受けた後、評議会を経て、総会の承認を受

けなければならない。

第16章 解 任

第68条 本部役員で不適任と思われる者がある場合は、全会員の4分の1以上からなる請願書を選挙管理委員会に提出し、解任を要求することができる。

第69条 選挙管理委員会は、請願書を受理し、評議会にかける。

第70条 解任請求の投票において、全会員の3分の2以上の賛成を得た場合、解任が成立する。

第17章 改 正

第72条 本会則の改正及び変更は、評議会の3分の2以上の賛成をもって発議し、総会において全会員の過半数の賛成によって承認される。

第18章 承 認

第73条 本会則及びこれに基づき制定された諸規定並びに本会の決定事項は、すべて校長の承認を得た後有効となる。